

名古屋市療養サービス事業団行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、また、女性がその個性と能力を十分に発揮できるような働きやすい環境をつくるために、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 平成28年4月1日～平成30年3月31日

2 内 容

(1) 目 標

ア 産前産後休暇、育児休業、育児休業給付、育児休業中の社会保険料、看護休暇など制度の周知し、取得しやすい職場風土を醸成していく。

イ 定時退社の呼びかけ、管理職による率先退社、会議時間の縮減により残業時間を削減する。

- ・本部における毎週水曜日の定時退社日達成率90%以上する。
- ・常勤職員の各月超勤時間を45時間未満とする。

(2) 取組内容

ア 平成28年4月から、所長会等の会議の場を活用し制度の周知と取得の促進に努める。

イ 定時退社日の朝礼時に管理職より周知・徹底する。

ウ 管理職による、社員の長時間労働是正に向けた面接の実施